

ICTサービス利用特約

コドモンは、コドモンサービス共通利用規約の特約としてICTサービス利用特約(以下「ICT特約」といいます。)を定め、これにより、契約事業者向けに、ICTサービス及びこれに附帯するサービス(以下「ICTサービス」といいます。)を提供します。

なお、ICT特約における用語は、文脈上別異に解すべき場合を除きICT特約で定義するものほか、コドモンサービス共通利用規約で定義する意味を有します。

第1条(定義)

ICT特約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号の定めるところによります。

- (1) 「ICT契約事業者コンテンツ」とは、契約事業者がICTサービスの利用にあたって、コドモンの管理するサーバー等に入力又は送信するコンテンツ(テキスト、写真、動画を含みます。)のことをいいます。
- (2) 「ICT公開コンテンツ」とは、ICTサービスを通して保護者ユーザーに公開したICT契約事業者コンテンツのことをいいます。
- (3) 「保護者アプリ」とは、コドモンが保護者向けに運営するアプリケーション及び関連ソフトウェアをいい、主に以下のような機能を有しています。
 - ① 契約事業者と保護者ユーザーとの間の各種コミュニケーションを行うための機能
 - ② 保護者ユーザーが子どもに関する契約施設との連絡履歴や子どもの成長記録等を、大切な思い出として一元管理したり、データを閲覧・管理・保存等したりする機能
 - ③ 保護者ユーザーが子どもの位置情報や契約施設での滞在時間等の情報を取得する機能
- (4) 「保護者コンテンツ」とは、保護者ユーザーが保護者アプリを通じて、契約事業者に提供了個人情報等のコンテンツのことをいいます。
- (5) 「写真等販売サービス」とは、契約事業者が、保護者ユーザーに対して契約事業者コンテンツである写真、連絡帳等を加工販売するコドモンサービスのことをいいます。
- (6) 「用品販売機能」とは、ICTサービスに附帯するサービスであり、契約事業者が保護者ユーザーに対して商品・サービスを販売等するためにコドモンが提供するプラットフォームサービスのことをいいます。
- (7) 「用品販売機能(集金機能あり)」とは、ICTサービスに附帯するサービスであり、「用品販売機能」のうち、プラットフォームを通じて保護者ユーザーが購入等した商品・サービスの契約事業者の代金債権について、コドモンが収納代行システムを提供するサービスのことをいいます。
- (8) 「利用料等集金機能」とは、ICTサービスに附帯するサービスであり、契約事業者が保護者ユーザーに対して有する保育園利用料等の一定の債権について、コドモンが収納代行システムを提供するサービスのことをいいます。

第2条(総則・適用範囲)

ICT特約は、ICTサービス提供及び契約事業者による利用条件について定めており、契約事業者とコドモンとの間の基本的な事項を規定します。申込事業者がサービス利用申込をした時点で、ICT特約の内容に同意したものとみなします。なお、契約事業者とコドモンとの間で、ICTサービスに関し、ICT特約の定めとは異なる合意をする場合は、別途契約書面を取り交わすものとします。

第3条(ICTサービスの料金等)

- 1 ICTサービスの利用に関する料金については、ICTサービスのご利用にあたり必要となるサービス基本利用料と、オプション機能ご利用にあたり必要となるオプション費用があり、詳細は、コドモンサイトにおけるご利用料金表に定めるとおりとします。なお、コドモンは当該ご利用料金表について、新機能の追加等諸般の事情により、予告なく変更することができます。
- 2 契約事業者はコドモンに対し、前項のICTサービスのご利用料金に、適用される消費税相当額を加算した金額を、以下のいずれかの方法のうち予め選択した方法により支払うものとします。
 - (1) 請求書払い(口座振り込み)の場合
当月末日締め、翌月10日までにコドモンが請求書を発行して送付し、当該請求書発行月の末日までに、当該請求書に従い振り込む方法により支払う方法。なお振込手数料

は、契約事業者の負担とします。

※ 本支払い方法においては、コドモンが指定する第三者企業が請求業務を代行できるものとし、請求方法等は代行企業の運用に変更されるものとします。請求代行のため代金債権は同社へ譲渡されます。

(2) 口座振替の場合

コドモン指定の口座振替代行会社より当月27日引き落としの方法により支払う方法。なお振替手数料は、契約事業者の負担とします。

(3) 補助金を利用する場合

(4) その他コドモンの別途定める方法

第4条 保護者アプリ

- 1 契約事業者は、保護者アプリの利用を希望する保護者(以下「利用希望者」といいます。)に対して保護者アプリへのアクセスコードを発行し、利用希望者が当該アクセスコードを用いて保護者アプリに登録することにより、当該利用希望者は、保護者アプリを利用することができます。なお、アクセスコードは保護者ユーザーごとに作成されるものであり、保護者ユーザーは、アクセスコードを利用することにより、契約事業者が当該保護者ユーザーに向けて公開した、当該保護者ユーザーの子どもの個人情報を閲覧することができるようになります。また、保護者ユーザーは、保護者アプリを通じて、契約事業者に対して当該保護者ユーザーの子ども個人情報を提供することができます。
- 2 コドモンは、保護者ユーザーが保護者アプリを利用するにあたって、別途保護者ユーザーとの間で利用契約を締結し、当該利用契約に定める利用方法等をコドモンの責任のもとで遵守させるものとします。

第5条 (ICT公開コンテンツの加工販売等)

契約事業者は、ICT公開コンテンツを、写真等販売サービスを通じて、保護者ユーザーに販売することができます。なお、当該販売に関しては、別途、写真等販売サービス特約が適用されるものとします。

第6条(知的財産権等)

ICT契約事業者コンテンツ及び保護者コンテンツを除き、ICTサービスにおいてコドモンより提供されている一切のコンテンツに関する知的財産権はコドモンに帰属します。なお、ICT契約事業者コンテンツの権利に関しては、第7条から第9条に定めます。

第7条 (ICT公開コンテンツの保護者ユーザーによる取扱い)

- 1 契約事業者は、ICT公開コンテンツについて、保護者ユーザーに対し、保護者アプリを通じて使用する権利(複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案並びにサブライセンス権を含みます。)を無期限かつ無償で許諾するものとします。これにより、保護者ユーザーは、保護者アプリを利用して、ICT公開コンテンツについて、閲覧・管理・保存等のサービスのほか、写真等販売サービスその他のICT公開コンテンツを商品化するサービス等を享受することができるようになります。また、保護者ユーザーは、保護者アプリを通じて、ICT公開コンテンツの一部について、任意に複製し、コドモンが提供する他のサービスにおいて、コドモンとの契約に基づき閲覧・管理・保存等を行うことができるようになります。
- 2 契約事業者は、契約施設から卒園等した子どもの保護者ユーザーが、保護者アプリを利用してICT公開コンテンツにアクセスできないように、ICTサービス上で契約施設ごとに個別にアクセス権限を設定することができるものとします。なお、前項により保護者ユーザーが、コドモンが提供する他のサービスに複製したICT公開コンテンツについては、契約事業者はアクセス権限を設定することができないものとします。
- 3 第1項において、契約事業者は、保護者ユーザーに対し、ICT公開コンテンツに係る著作者人格権を使用しないものとし、かつ、肖像権等のその他権利侵害の主張をしないものとします。
- 4 サービス利用契約が終了した後も、本条第1項及び第3項は有効に存続するものとします。

第8条 (ICT公開コンテンツのコドモンによる取扱い)

契約事業者は、ICT公開コンテンツを含むICT契約事業者コンテンツが共通利用規約第13条及び第14条に従って取り扱われることを確認します。なお、共通利用規約第13条により、契約事業者は、コドモンが、保護者ユーザーにICT公開コンテンツを前条第1項に従って利用させるために必要な範囲で、ICT公開コンテンツを含むICT契約事業者コンテンツを使用する権利を無期限かつ無償で許諾することになります。

第9条（ICT契約事業者コンテンツにおける個人情報）

契約事業者は、個人情報が含まれているICT契約事業者コンテンツ（契約施設におけるイベント写真、動画など）をICT公開コンテンツとする場合、個人情報保護法その他法令に則り、必要に応じ、当該ICT公開コンテンツに含まれる個人情報の当該個人の同意その他必要な同意を予め取得しておくものとします。

第10条（ICT公開コンテンツの保管等）

- 1 ICT契約事業者コンテンツのうちICT公開コンテンツについては、その保管期間は、公開された時点から原則として1年間、その他のデータについては10年間とします（なお、法令上定められている保管期間があるときはそれによるものとします。）。但し、コドモンの任意の裁量により当該期間経過後も保管を継続することができるものとします。
- 2 契約事業者は、ICT契約事業者コンテンツについては、契約事業者自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとします。コドモンは、ICT契約事業者コンテンツを前項で定めた期間保持するものとしますが、システム障害、機器障害等により当該データ等の保存、バックアップ等がなされていなかった場合でも、一切責任を負わないものとします。

第11条（ICT公開コンテンツのうち動画の公開期間及び保管等）

- 1 ICT公開コンテンツのうち動画については、別途コドモンが定める期間、閲覧可能な状態に置くものとし、同期間経過後は閲覧できなくなります。ICTサービスの終了後及びオプションである動画配信サービスの利用終了後も同様とします。
- 2 ICT公開コンテンツのうち動画については、その保管期間は、公開された時点から原則として別途コドモンが定める期間とします。但し、コドモンの任意の裁量により当該期間経過後も保管を継続することができるものとします。

第12条（ICTサービスの利用の終了にともなう措置）

- 1 前二条にかかわらず、ICTサービスの利用が終了した場合のICT契約事業者コンテンツについては、共通利用規約第27条に従って取り扱うものとします。これにより、理由の如何を問わず、ICTサービスの利用が終了した場合、契約事業者は、ICT契約事業者コンテンツ、その他ICTサービスに蓄積した情報を利用することができないものとします。コドモンは、ICTサービスの利用が終了したときは、事前に通知することなく、ICT契約事業者コンテンツについて削除等の必要な措置をとることができるものとします。
- 2 ICTサービスの利用が終了した場合の保護者コンテンツについても前項と同様とします。

第13条（サポート業務）

- 1 ICTサービスに関し、利用方法が不明な場合若しくは技術的な対応が必要な場合又はICTサービスについて異常が発見された場合は、契約事業者は、コドモンに対し、サポート業務として、別途コドモンが指定するメールアドレスにメールを送信して、又はコドモンの営業時間内に電話により問題解決を要請するとともに、必要な情報を提供します。コドモンは、契約事業者の問題解決の要請に対し、電話又はメールで、契約事業者に対し問題解決に必要な指示を行うよう努めるものとします。
- 2 契約事業者及びコドモンは、ICTサービスの利用に供する情報端末及び外部サービスに関する利用方法、エラー、バグ、不具合又はセキュリティ上の問題に関する問い合わせは、サポート業務の対象外であり、コドモンがこれらの問題について応答する義務を負わないことを合意します。
- 3 契約事業者が、第1項による連絡を行う場合、連絡担当者が連絡するものとします。契約事業者は、保護者ユーザーが、ICTサービスについて、利用方法若しくは技術的な対応を必要とし又はICTサービスについて異常を発見した場合は、連絡担当者を通じて、コドモンに連絡するも

のとします。なお、保護者向けサービスに関する問い合わせについては、保護者ユーザーがコドモンに直接連絡することができ、コドモンは保護者ユーザーからの問い合わせに対応するものとします。

第14条(派遣業務)

- 1 コドモンは、前条に定めるサポート業務では、ICTサービスの異常の原因が特定できないか、又はICTサービスの問題解決が不可能と判断した場合には、契約事業者に対し、作業員をICTサービスに関わるシステム／サーバーが所在する契約事業者の営業所その他問題の原因があると疑われる場所(以下「営業所等」といいます。)へ派遣し、当該営業所等において可能な範囲で、原因の特定及び問題解決の作業(以下「派遣業務」といいます。)を行うことを提案することに努めるものとします。
- 2 契約事業者が、前項の場合において派遣業務の実施を希望するときは、コドモンは、契約事業者に対して、派遣業務の報酬に関する見積書を呈示するものとし、契約事業者がこれを承諾したときは、コドモンは、派遣業務を実施します。
- 3 派遣業務の実施にあたっては、コドモンは、契約事業者の管理のもとで、コドモンの作業員に、契約事業者の営業所等へ立ち入らせた上で、必要な派遣作業をさせることができます。この場合、契約事業者は営業所等における管理者(以下「現場管理者」といいます。)を派遣作業に立ち合わせ、派遣作業のために必要な協力をさせなければならないものとします。なお、契約事業者は、コドモンの作業員に対する指揮命令権を有するものではありません。
- 4 コドモンは、派遣作業が終了したときには、直ちに作業報告書を作成して現場管理者の確認を受けた上、契約事業者に提出するものとします。契約事業者は、現場管理者を、当該作業報告書の確認作業に協力させる必要があります。

第15条(用品販売機能)

- 1 契約事業者が用品販売機能を利用する場合には、用品販売機能を通じて販売等される商品・サービス(以下「商品等」という。)に関する契約は契約事業者と保護者ユーザーの間で締結され、コドモンは一切の責任を負いません。契約事業者は、保護者ユーザーその他第三者との間で商品等に関するトラブル等が生じた場合には、自己の責任において解決するものとします。
- 2 コドモンは契約事業者の商品等やその表示について一切責任を負わず、契約事業者は、自己的責任で特定商取引に関する法律、不当景品及び不当表示防止法その他の法律を遵守するものとします。
- 3 コドモンは商品等に関して以下の事由がある場合には、当該商品等についての表示(出品)を取り消すことができます。
 - (1) 商品等についての苦情が頻発したとき
 - (2) 商品等について行政から販売停止その他の処分を受けたとき
 - (3) 商品等の内容及び契約事業者が商品等に関して行った表示の内容が法令若しくは公序良俗に反し、又は保護者ユーザー・子どもにふさわしくないとコドモンが判断したとき
 - (4) その他保護者ユーザー・子どもの保護のために必要とコドモンが判断したとき
 - (5) 用品販売機能の運営を妨げる行為をしたとき
 - (6) その他前各号に類するものとしてコドモンが不適切と判断する行為をしたとき
- 4 コドモンは、保護者アプリを介して、用品販売機能に関する保護者ユーザーからの個人情報を含む情報を取得し、保護者ユーザーからの委託を受けて、契約事業者に対して提供します。なお、コドモンは、保護者ユーザーから、別途個人情報を含む情報を独自に取得し、この独自に取得した情報をコドモンと保護者ユーザーとの間で適用されるコドモンサービス利用規約(保護者向け)に従って利用することができるものとします。

第16条(用品販売機能(集金機能あり))

- 1 契約事業者が用品販売機能(集金機能あり)を申し込んだ場合、コドモンを通じてコドモンが指定する決済機関・決済代行会社の審査を申し込むものとし、審査を通過した場合には、契約事業者は用品販売機能(集金機能あり)を利用することができるものとします。
- 2 契約事業者は、契約事業者と保護者ユーザーの間でこの集金機能を利用することが合意された商品等の代金について、コドモンに対して契約事業者の代理人として当該商品等の代金(代

金債権の譲渡代金や立替払金を含む。)を受領する権限その他のコドモンが用品販売機能(集金機能あり)の提供を遂行するために必要な一切の代理権限を与えるものとします。契約事業者は、この権限の授与を撤回したり、授権の内容を変更したりすることはできません。

- 3 コドモンは、別途定める内容に従い、契約事業者に対して前項の代理権限に基づき収納した商品等の代金を引き渡すものとします。
- 4 契約事業者と保護者ユーザー間の商品等の契約が解除等されて、契約事業者が商品等の代金を保護者ユーザーに返還しなければならない場合には、契約事業者の責任により返還するものとします。また、商品等の契約が解除等された場合であっても、契約事業者は用品販売機能(集金機能あり)の利用手数料の支払いを免れず、また、コドモンは用品販売機能(集金機能あり)の利用手数料を返還しないものとします。
- 5 契約事業者は、第2項の商品等の代金にかかる債権について、譲渡その他の処分をすることはできません。また、契約事業者は、第3項の収納代金の引渡請求権について、譲渡その他の処分をすることはできません。
- 6 保護者ユーザーに対する商品等の代金請求に関する一切の折衝は契約事業者がこれを行うものとし、コドモンは保護者ユーザーに対して商品等の代金の説明、入金の催促等は一切行わないものとします。
- 7 コドモンは、保護者アプリを介して、用品販売機能(集金機能あり)に関する保護者ユーザーからの個人情報を含む情報を取得し、保護者ユーザーからの委託を受けて、契約事業者に対して提供します。なお、コドモンは、保護者ユーザーから、別途個人情報を含む情報を独自に取得し、この独自に取得した情報をコドモンと保護者ユーザーとの間で適用されるコドモンサービス利用規約(保護者向け)に従って利用することができるものとします。

第17条(利用料等集金機能)

- 1 契約事業者が利用料等集金機能を申し込んだ場合、コドモンを通じてコドモンが指定する決済機関・決済代行会社の審査を申し込むものとし、審査を通過した場合には、契約事業者は利用料等集金機能を利用することができるものとします。
- 2 契約事業者は、契約事業者と保護者ユーザーの間で利用料等集金機能を利用することが合意された保育園利用料等について、コドモンに対して契約事業者の代理人として当該保育園利用料等(当該保育園利用料等にかかる債権の譲渡代金や立替払金を含む。)を受領する権限その他の利用料等集金機能を遂行するために必要な一切の代理権限を与えるものとします。契約事業者は、この権限の授与を撤回したり、授権の内容を変更したりすることはできません。
- 3 コドモンは、別途定める内容に従い、契約事業者に対して前項の代理権限に基づき収納した保育園利用料等を引き渡すものとします。
- 4 契約事業者が保育園利用料等を保護者ユーザーに返還しなければならない場合には、契約事業者の責任により返還するものとします。また、その場合でも、契約事業者は利用料等集金機能の利用手数料の支払いを免れず、また、コドモンは利用料等集金機能の利用手数料を返還しないものとします。
- 5 契約事業者は、第2項の利用料等にかかる債権について、譲渡その他の処分をすることはできません。また、契約事業者は、第3項の収納した利用料等の引渡請求権について、譲渡その他の処分をすることはできません。
- 6 保護者ユーザーに対する利用料等の請求に関する一切の折衝は契約事業者がこれを行うものとし、コドモンは保護者ユーザーに対して保育園利用料等の説明、入金の催促等は一切行わないものとします。
- 7 コドモンは、保護者アプリを介して、利用料等集金機能に関する保護者ユーザーからの個人情報を含む情報を取得し、保護者ユーザーからの委託を受けて、契約事業者に対して提供します。なお、コドモンは、保護者ユーザーから、別途個人情報を含む情報を独自に取得し、この独自に取得した情報をコドモンと保護者ユーザーとの間で適用されるコドモンサービス利用規約(保護者向け)に従って利用することができるものとします。

2021年11月24日 改定
2024年03月11日 改定
2025年04月01日 改定
2026年02月09日 改定